

山口県報

平成29年
10月10日
(火曜日)



山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十日

山口県条例第二十九号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の6の2の表一の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録申請等手数料」を「全国通訳案内士登録申請等手数料」に、「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改め、同表二の項中

「 旅行業者代理業の登 録」	一件につき	一万五千三百円	を
「 旅行業者代理業の登 録 旅行サービス手配業 の登録」	一件につき 一件につき	一万五千三百円 一万五千三百円	

とし、三十八の項の次に次のように加える。

に改め、別表第一の8の表中三十九の項を四十の項

目次

○条例
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………一
山口県営住宅条例の一部を改正する条例……………四

山口県知事 村岡 嗣 政

九三十	
住宅確保要 配慮者円滑 入居賃貸住 宅の登録に 関する事務	
住宅確保要 配慮者円滑 入居賃貸住 宅登録手数 料	
住宅確保要 配慮者円滑 入居賃貸住 宅の登録	
登録に係る戸数が一戸のもの 一件につき	六千円
登録に係る戸数が二戸以上四戸以下のもの 一件につき	七千円
登録に係る戸数が五戸以上九戸以下のもの 一件につき	八千六百円
登録に係る戸数が十戸以上十九戸以下のもの 一件につき	一万二百円
登録に係る戸数が二十戸以上二十九戸以下のもの 一件につき	一万八 hundred 円
登録に係る戸数が三十戸以上三十九戸以下のもの 一件につき	一万千五百円
登録に係る戸数が四十戸以上四十九戸以下のもの 一件につき	一万二千二百円
登録に係る戸数が五十戸以上九十九戸以下のもの 一件につき	一万四千二百円
登録に係る戸数が百戸以上のも 一件につき	一万八千二百円
変更に係る戸数が一戸以上四戸以下のもの 一件につき	千円
変更に係る戸数が五戸以上九戸以下のもの 一件につき	二千六百円

		住宅確保要配慮者 円滑な賃貸住宅の 更替（戸数の増加に 係るものに限る。） の登録		
	変更に係る戸数が十戸以上十九戸以下のもの	一件につき	四千二百円	
	変更に係る戸数が二十戸以上二十九戸以下のもの	一件につき	四千八百円	
	変更に係る戸数が三十戸以上三十九戸以下のもの	一件につき	五千五百円	
	変更に係る戸数が四十戸以上四十九戸以下のもの	一件につき	六千二百円	
	変更に係る戸数が五十戸以上九十九戸以下のもの	一件につき	八千二百円	
	変更に係る戸数が百戸以上のもの	一件につき	一万二千二百円	

第二条 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表中四十の項を四十一の項とし、三十九の項を四十の項とし、三十八の項を三十九の項とし、三十七の項の次に次のように加える。

八三十	小規模不動産特定共同登記業務に関する事務	小規模不動産特定共同登記申請手数料	小規模不動産特定共同登記又は登録の更新	一件につき	六万円
-----	----------------------	-------------------	---------------------	-------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一の8の表中三十九の項を四十の項とし、三十八の項の次に次のように加える改正規定 平成二十九年十月二十五日

- 二 第二条の規定 平成二十九年十二月一日
- 三 第一条中別表第一の6の2の表一の項の改正規定 平成三十年一月四日

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「第八条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。